

6. 事業内容	3 年間事業の第 3 期では、職業訓練校においては訓練生の卒業後の就労率向上を目指す。指導内容を訓練生一人ひとりの障がいや基礎学力に合わせることで、訓練生が確実に職業技術を習得し、就労の機会をより多く得られるようにする。また、訓練生への職業斡旋をより効果的に行うため、訓練校卒業生、民間企業、現地障がい者支援団体と連携し、インターンプログラムや雇用者に対する啓発活動などを通して、訓練生の就職活動を促進できる仕組みを構築する。地域活動においては、既存の障がい当事者自助団体（以下、自助団体）の代表からなる就労・就学促進委員会の活動を就労に特化させる。既存の自助団体の活動を継続するとともに、新たに 4 つの自助団体を設立し、小規模店 3 店舗の開業を支援する。さらに、障がい児の就学促進を重点的に行う就学委員会を新たに 2 つ設立し、より多くの障がい児や学齢期を過ぎた障がい者が、様々な形で教育の機会を得られる仕組みを整える。これら地域における障がい者の就学・就労をさらに促進するため、政府関係者や教育関係者、地域住民などを対象としたワークショップやイベントを開催する。 （ア）より多様な障がい者への職業訓練の提供（1-3 期） （a）職業訓練コースの強化と就労促進（3 期） 第 3 期においては、訓練生が、就労に結びつくより確実に実践的な職業技術を習得できるよう、一人ひとりの障がいや基礎学力により合わせた指導内容を取り入れていく。障がいの程度や不十分な読み書き能力などにより技術習得に時間がかかる訓練生に対して、理容美容コースでは、基本カットなど、難易度は高くないものの社会でニーズの高い分野に絞り指導する。洋裁コースでは、習得しやすい刺繍などを重点的に指導する。他方、社会で競合できる技術を身につけた人員を増やすため、洋裁コースでは、既存の上級者コースの受け入れ人数を増やす。また、長期実習を中心とした店舗経営コースでは、地域のマーケットへ出店することで訓練生が顧客と接する実践の機会を設けるなど、卒業後の就労を促進するカリキュラムを提供する。コンピューターコースでは、企業で需要が高い会計のカリキュラムを上級者コースに導入するほか、企業と連携して訓練生のためのインターンシップ制度を立ち上げる。さらに、訓練生の民間企業への就職率を伸ばすため、スタッフ 1 名を新たに起用して職業斡旋や卒業生の就労状況調査を強化するとともに、障がい者の雇用促進に向け、現在ヤンゴン市内で増加傾向にある縫製工場などの企業を対象とした啓発活動を実施していく。 また、当会のカウンターパートである社会福祉・救済復興省 社会福祉局からの支援を拡大しながら職業訓練校の運営を行っていきけるよう、同局と積極的に意見交換や方針づくりを進めていく。 （イ）当事者団体の創設とこれら団体による就労促進活動の強化（1-3 期） （a）自助団体設立とワークショップ（第 3 期設立自助団体）（3 期） ダラ地区とシュエピター地区の各地区において自助団体をさらに 2 つずつ設立する。また、第 1 期、第 2 期で設立した自助団体を合わせた各地区 9 つの自助団体の代表から成る就学促進委員会を各地区に 1 つずつ設立し、本事業終了後も地域における障がい児の就学支援を重点的に行える体制を整える。第 1 期に設立した就学・就労促進委員会に関しては、地域における障がい者の就労促進に特化するため、就労促進委員会と改め、現メンバー（第 1 期、第 2 期に設立した自助団体の代表）に第 3 期設立予定の自助団体の代表を加え活動する。さらに、第 3 期設立の自助団体を対象として団体育成や店
---------	--

	舗開業に向けたワークショップを実施する。就労促進委員会や第 1 期、第 2 期で設立した自助団体のメンバーには、同ワークショップで自らの経験や学びを共有する講師として携わるよう指導していく。 (b) <u>就労支援活動の継続と起業支援（3 期）</u> 第 1 期に設立した自助団体による小規模店舗経営の支援を継続する一方、第 2 期に設立および、第 3 期に設立予定の自助団体のうち、3 団体に対し理容美容店、タイピング・印刷店、雑貨店などの小規模店舗開業を支援する。小規模店舗経営を通じて、より多くの障がい者が地域の中で働き収入を得られる機会を提供し、彼らの自立を促進する。また、小規模店舗収入の一部を障がい者支援として活用するなど、地域社会に還元できる仕組みづくりに取り組む。 (c) <u>障がい当事者への補助器具の供与（1、3 期）</u> 障がいのために日常生活に制限のある障がい者に対し、それぞれに適した補助器具を提供する。就学促進委員会や就労促進委員会、自助団体と協働して、一人ひとりに合った補助具を選定、供与するほか、補助具の使用法や維持管理についても指導していく。 (ウ) <u>学齢期障がい児童の就学促進と障がい者の基礎教育の機会づくり（1-3 期）</u> (a) <u>学齢期障がい児童と障がい者の教育支援（1-3 期）</u> 第 3 期では、当会職員が就学促進委員会メンバーとともに、ダラ地区、シェエピター地区の、障がい児や障がい者のいる約 170 世帯を訪問し、就学支援を行う。通学中の障がい児についてはモニタリングを継続し、適宜助言を行うほか、授業についていけない障がい児、重度の障がいのために通学を諦めざるを得ない障がい児および、学齢期を過ぎた障がい者に対しては、当会の教育専門職員を派遣し、各家庭において個別補習やグループ補習を実施する。さらに、近年普通学校で普及しはじめている学齢期を過ぎた子どもを対象としたノンフォーマル教育クラスや、他団体が実施するノンフォーマル教育センターと連携し、障がい児や障がい者の受け入れを促進する。また、障がい児に対する教育の重要性についても、引き続き関係機関へ訴え、より多くの障がい児や障がい者が教育を受ける機会を得られるよう働きかける。 (エ) <u>啓発活動：地域における障がい者理解の促進（1-3 期）</u> (a) <u>ワークショップ/イベントの開催（1-3 期）</u> 政府関係者、各村の村長、教育関係者、地域住民、障がい者家族を対象として、地域社会の役割に関するワークショップを開催する。障がい者を受け入れる地域社会の環境を整えていくことで、障がい者が就学や就労の機会を得られるようになり、さらに彼らが地域の発展を担う一員となり得ることを広め伝えていく。また、国際障がい者の日（12 月 3 日）のイベントや重度障がい児を対象とした社会見学の実施を通じて、地域の住民と障がい者が交流を深める場を提供する。
7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など	①これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果） 第 1 期では、職業訓練校のバリアフリー化工事を行った結果、障がいのある訓練生の移動が安全かつ容易になった。また校舎の増改築により、各種訓練や学習により集中できる静かな環境が整ったほか、年間あたりの受け入れ可能な訓練生数が約 20 名増えた。第 2 期には、市場のニーズに応じた新しい職業技術をカリキュラムに取り入れたことで、訓練生が競争力の高い市場にもより対応しやすい技術を習得している。さらに、聴覚障がい者へのより

効果的な指導を第 3 期で実現するために、教員が手話を学び、手話通訳付きの授業映像を補助教材として制作した。2012 年 2 月より開始した第 1 期、第 2 期では、理容美容、洋裁、コンピューターの職業訓練コース、上級者コース、店舗経営コースから 261 名の訓練生が卒業した。このうち 77%が卒業後、自宅で開業したり就職するなどの形で就業に成功しているが、事業開始前の就業率 71%から着実に上昇している。

地域活動においては、第 1 期、第 2 期を通し、2013 年 8 月までに、ダラ地区で 6 つとシュエピター地区で 6 つの計 12 の自助団体を創設し、さらに、自助団体の代表から成る就労促進委員会を各地区に 1 つずつ設立したことで、地域の障がい者 70 名がより積極的に社会活動に参加できる仕組みを提供した。また、78 名の一般の地域住民もこれら自助団体のメンバーとして自主的に活動に従事している。12 の自助団体のうち、6 つが開業し（理容美容店 2 店舗、洋裁店 2 店舗、タイピング・印刷店 2 店舗）、最低限の生活に必要な収益が安定的に出ようになってきている。労働者の平均的な日給が約 150 円のこれら 2 地域において、1 日当たり 200 円以上の収入を得ることができるようになった受益者もいる。

就学支援においては、第 1 期では障がい児 108 名の通学支援に加え、22 名に対して教育専門職員を派遣するなど教育の機会を提供した。第 2 期においてはさらに 17 名の障がい児が普通学校における教育やノンフォーマル教育など新たに教育の機会を得ている。また、地方行政教育機関や学校の訪問、学校関係者と障がい児の家族を交えた統合教育に関するワークショップを実施したことにより、学校側から、障がい児の受け入れ体制づくりのための具体的な提案が得られるようになった。

また、ダラ地区とシュエピター地区の学校や居住地域において車いす対応トイレの建設や道路舗装工事を行った結果、42 名の障がい児や障がいのある父兄の学校へのアクセスが向上したほか、65 名の居住者（うち障がい者 7 名）の安全かつ容易な移動が実現した。工事によって、地域住民にとっても使いやすい環境が整えられただけでなく、工事期間中の協働作業を通して、地域住民や学生が障がいについて理解を深める機会となった。さらに第 2 期では、本事業終了後を見据え、社会福祉局と協働で地域の連携強化のための調整会合を立ち上げた。同会合には、ダラ地区とシュエピター地区で障がい者・障がい児支援に携わる団体や自助団体が参加し、障がい者の就学・就労促進活動を持続的かつ効率的に実施していくための連携を図っている。

②これまでの事業を通じての課題・問題点

（ア）多様な障がい者と障がい者の就労

昨今のミャンマーにおける経済の自由化により市場競争が拡大し、就業するためにはより高い職業技術が必要とされる一方、障がいのために高度な技術習得を困難とする障がい者や、教育を受ける機会に恵まれず基礎学力が十分でない障がい者も存在する。

（イ）継続した障がい者の就学・就労促進

当会が第 1 期に行った調査では、ダラ地区およびシュエピター地区には 1,200 名以上の障がい者が存在することが確認されたが、慢性疾患などにより新たに障がい者となる住民が増えることが予想される。そのため本事業終了後も同地区において、これら障がい者の就学や就労を継続して促進していくような仕組みづくりが不可欠である。

③上記②に対する今後の対応策

	(ア) <u>職業訓練校のカリキュラムの強化と就業先との連携</u> 第3期では、より高い職業技術を習得する上級者コースの受け入れ人数を増やす一方、高い技術はなくとも確実に就労へ結びつく技術指導を行うなど、訓練生の障がいや基礎学力に応じたカリキュラムを提供する。これにより、それぞれの訓練生が卒業後に適した職業に就き、継続して仕事を続けていくことが期待される。また、同訓練校の卒業生や企業と連携することで、より多くの訓練生が就業の機会を得られる方策を講じる。 (イ) <u>継続した障がい者の就学・就労促進</u> 既存の就学・就労促進委員会を、就労支援活動に重点を置いた就労促進委員会に改め、他方新たに就学促進委員会を設立することで、各委員会が、今後増えていくと予想される自助団体の活動を統括し、支援していく。就労促進においては、就労促進委員会のメンバーが小規模店舗開業を経験して得た知識や技術を、新たな自助団体に移転できるよう引き続き指導する。就学促進においては、より多くの障がい児へ教育の機会を提供するため、就学委員会が地方行政教育機関や学校、関係団体と連携を深められるよう働きかける。
--	--